

京都市交通局管理規程 9-1 (京都市交通局広告取扱規程) の一部を
次のように改正する。

平成 16 年 12 月 22 日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田 與三右衛門

別表第 3 号を次のように改める。

(3) 高速鉄道 (東西線)

種 類		単 位	料 金	備 考
車 内	1 A	中吊広告(A)	円 16,800	
	1 B	中吊 (A)併用第 1 種広告	18,480	併用広告面積 5 分の 1 以内のもの
	1 C	中吊 (A)併用第 2 種広告	20,160	併用広告面積 5 分の 1 を超えるもの
	2 A	中吊広告(B)	10,680	
	2 B	中吊 (B)併用第 1 種広告	11,750	併用広告面積 5 分の 1 以内のもの
	2 C	中吊 (B)併用第 2 種広告	12,820	併用広告面積 5 分の 1 を超えるもの
	3 A	扉上額面広告 (額面 A)	142,560	
	3 B	扉上額面併用第 1 種広告	156,820	併用広告面積 5 分の 1 以内のもの
	3 C	扉上額面併用第 2 種広告	171,070	併用広告面積 5 分の 1 を超えるもの
	4 A	扉横額面広告 (A) (額面 B)	40,920	
	4 B	扉横額面 (A)併用第 1 種広告	45,010	併用広告面積 5 分の 1 以内のもの
	4 C	扉横額面 (A) 併用第 2 種広告	49,100	併用広告面積 5 分の 1 を超えるもの

	5 A	扉横額面広告 (B) (額面 B)		27,360	
	5 B	扉横額面 (B)併用 第1種広告	中間車 1 枚 7 日	30,100	併用広告面積 5 分の 1 以内のもの
	5 C	扉横額面 (B)併用 第2種広告		32,830	併用広告面積 5 分の 1 を超える もの
	6 A	横枠広告 (A)		142,680	
	6 B	横枠 (A)併用第 1 種広告	全車 1 枚 1 月	156,950	併用広告面積 5 分の 1 以内のもの
	6 C	横枠 (A)併用第 2 種広告		171,220	併用広告面積 5 分の 1 を超える もの
	7 A	横枠広告 (B)		95,160	
	7 B	横枠 (B)併用第 1 種広告	中間車 1 枚 1 月	104,680	併用広告面積 5 分の 1 以内のもの
	7 C	横枠 (B)併用第 2 種広告		114,190	併用広告面積 5 分の 1 を超える もの
	8 A	ステッカー広告		134,400	
	8 B	透明ステッカー 広告	全車 1 枚 1 月	87,360	
	9	B3 タイアップ 広告	全車 1 枚 1 日	1,800	
駅舎	10	ポスター貼広告	15 駅 1 枚 1 日	9,000	

附 則

この改正規程は、公布の日から施行し、改正後の京都市交通局広告取扱規程の規定は、平成16年11月26日から適用する。

(交通局企画総務部総務課)